

お取引業者の皆様へ

本学では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日 文部科学大臣決定、令和 3 年 2 月 1 日 改正）にもとづき、「神田外語大学 研究資金等の運営・管理に関する取扱規程」第 10 条において、不正な取引に関与した取引業者に対し、取引停止等の措置を行なうことを明記しております。

また、本学では、研究資金等の不正使用防止の一環として、一定の取引実績や不正のリスク要因・実効性等を勘案して選定した取引業者に対し、「神田外語大学における研究資金等の不正使用防止に関する基本方針」、「神田外語大学における研究資金等の不正使用防止計画」、および本学の関連規程を周知のうえ、「誓約書」を提出していただいております。

つきましては、預け金、取引事実と異なる書類提出、納品物品の持ち帰り等、不適切な取引を行なわないよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和 4 年 4 月 1 日

神田外語大学